



# 感染対策情報

-2024年3月-



## 汚染リネンの取り扱いについて

使用後のリネンには多くの微生物が付着しています。  
エプロンなどの個人防護用具を着用し、適切に取り扱いましょう。

### 汚染リネンの分類

#### 『感染性リネン』

- ・血液・排泄物・ダニなどが付着した可能性のあるリネン
- ・感染経路別予防策が必要な患者に使用したリネン

『一般リネン』  
肉眼的な汚染のない  
使用済みリネン

### 取り扱い方法

汚染物質が漏れないようにビニール袋などに密封し、感染性がある旨を袋の表面に記載する。

#### ・自施設で洗濯する場合

感染性胃腸炎の場合、吐物などの汚染を取り除き、0.05%～1%の次亜塩素酸ナトリウムに30分以上浸漬する。

※その他の感染症は、『感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き(H30年12月27日)』を参照。

#### ・外部委託の場合

原則として、一類～四類感染症に汚染された可能性のあるものは自施設で適切な消毒をしてから引き渡す。

※医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(H5年2月15日)

専用の箱や袋に入れて、洗濯室や業者に搬送後、通常洗濯を行う。

洗濯後の清潔なりネンは、専用の保管庫などで管理し、汚染リネンと交差しないように注意する。

群馬県感染症対策連絡協議会  
ICN分科会

